

建築基準法 防耐火関連規定 抜粋(1)



■屋根/外壁の防耐火性能に関する建築基準法の構成

建築基準法			施行令			告示	
章(節)	条	見出し	章	節	条	見出し	
第1章 総則	2	用語の定義	4 耐火構造、 準耐火構造、 防火構造、 防火区画等		107	耐火性能に関する 技術的基準	平12.1399 耐火構造の構造方法 平12.1432 可燃物燃焼温度
					107の2	準耐火性能に関する 技術的基準	平12.1358 準耐火構造の構造方法
					108	防火性能に関する 技術的基準	平12.1359 防火構造の構造方法
					108の2	不燃性能及びその 技術的基準	平12.1400 不燃材料
					108の3	耐火建築物の主要構造部に 関する技術的基準	平12.1433 耐火性能検証法に関する 算出方法等
					109の2	遮炎性能に関する 技術的基準	
	109の3	主要構造部を準耐火とした 建築物と同等の耐火性能を 有する建築物の技術的基準	平12.1367 準耐火構造物と同等の性能を有する 建築物等の屋根の構造方法 平12.1368 床又はその直下の天井の構造方法				
	1	総則	1	用語の定義 及び算定方法	1	用語の定義	平12.1401 準不燃材料 平12.1402 難燃材料
第2章 建築物の敷地・ 構造及び建築設備	22	屋根	4 耐火構造、 準耐火構造、 防火構造、 防火区画等		109の6	法第22条第1項の 市街地の区域内にある 建築物の屋根の性能に 関する技術的基準	平12.1361 特定行政庁が防火地域及び準防火 地域以外の市街地について指定する 区域内における屋根の構造方法 平12.1434 不燃性の物品を保管する 倉庫に類する用途
					109の7	準防火性能に関する 技術的基準	平12.1362 木造建築物の外壁の 延焼の恐れのある部分の構造方法
					113	木造等の建築物の防火壁	平12.1367 準耐火建築物と同等の性能を 有する建築物等の屋根の構造方法
					115の2	防火壁の設置を要しない 建築物に関する技術的基準	平成12.1380 耐火建築物とすることを要しない 特殊建築物の主要構造部の構造方法 平成12.1381 ひさしその他これに類するものの 構造方法
第3章第5節 防火地域	62	準防火地域内 の建築物	7の2 防火地域又は 準防火地域内の 建築物		136の2	地階を除く階数が3である 建築物の技術的基準	昭62.1905(改正 平12.1384) 外壁、主要構造部である柱、 及びはり、床、床の直下の天井、 屋根、屋根の直下の天井並びに 建設大臣が指定する建築物の 部分の構造
					136の2の2	防火地域又は準防火地域内の 建築物の屋根の性能に関する 技術的基準	平12.1365 防火地域又は準防火地域内の 建築物の屋根の構造方法 平12.1434 不燃性の物品を保管する 倉庫に類する用途
	63	屋根			136の2の3	準遮炎性能に関する 技術的基準	

※出典:(社)日本金属屋根協会「施工と管理」2002.7-8月号

かんこう折板

馳折板

重ね折板

各種加工施工要領

よこぶき

たてぶき

改修用

各種屋根

外装材

建築素材・資材

参考納め図

技術資料

建築基準法 防耐火関連規定 抜粋(2)

■延焼のおそれのある部分

延焼部分の距離測線位置	延焼のおそれのある部分		ただし書きにより適用されない部分
	1階	2階	
隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2つ以上の建物（延べ床面積の合計が500㎡以内の建築物は、1つとみなす。）相互の外壁間の中心線から1階は3m以下、2階以上は5m以下の距離にある建築物の部分とをさす。	3m以下	5m以下	①防火上有効な公園、広場、川等の空地、若しく水面に面している。 ②耐火構造の壁、その他これらに類するものに面している。

■用途、規模により耐火建築物または準耐火建築物としなければならない建築物

用途	耐火建築物としなければならない場合		耐火建築物または準耐火建築物としなければならない場合
	次の階をその用途に使用する場合等	その用途に使用する部分の床面積の合計が次の数値以上の場合	その用途に使用する部分の床面積の合計が次の数値以上の場合
1 劇場・映画館・演芸場 観覧場・公会堂・集会場	3階以上の階 または主階が 1階にないもの	3階以上の階で 200㎡以上(客席) 1,000㎡以上(屋外観覧席)	-
2 病院・診療所(患者の収容施設のあるもの) ・ホテル・旅館・下宿・共同住宅・寄宿舎 ・児童福祉施設等	3階以上の階 にあるとき	-	300㎡以上(2階部分に限る。ただし、病院・診療所にあつてはその部分に患者の収容施設がある場合)
3 学校・体育館・博物館・美術館・図書館・ボーリング場・スキー場・スケート場・水泳場またはスポーツ練習場	3階以上の階 にあるとき	-	2,000㎡以上
4 百貨店・マーケット・展示場・キャバレー・カフェ ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場 ・公衆浴場・待合・料理店・飲食店または物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く)	3階以上の階 にあるとき	3,000㎡以上	500㎡以上 (2階部分に限る)
5 倉庫	-	200㎡以上(3階以上の床面積)	1,500㎡以上
6 自動車庫・自動車修理工場・映画スタジオ テレビスタジオ	3階以上の階 にあるとき	-	150㎡以上 (ただし、主要構造部を耐火構造とした準耐火建築物)

■防火地域、準防火地域、22条区域等における建築規制

防火地域	建築物の規模別措置		屋根、開口耐火措置
	規模	耐火措置 緩和措置	
防火地域	階数が3以上の建築物	次に掲げるものは緩和される。 ①延床面積が50㎡以下の平屋建の付属建物で、外壁および軒裏が防火構造のもの。 ②卸売市場の上家・機械製作工場などで、主要構造部が不燃材料でつくり、火災発生のおそれの少ない用途のもの。 ③高さ2mをこえる門またはへいで、不燃材料でつくりまたはおおわれたもの。 ④高さ2m以下の門またはへい。	①建築物の屋根で耐火構造のないものは不燃材料でつくるか、またはふく。 ②耐火建築物及び、準耐火建築物以外のものは、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、法令で定める構造の防火戸その他の防火設備を設けなければならない。
	延面積が100㎡をこえる建築物		
	上記以外の建築物		
準防火地域	階数が4以上の建築物(地階を除く)	①上記②、に該当する建築物は緩和される。 ②木造の建築物は、その外壁および軒裏で延焼のおそれのある部分は、防火構造とし、これに付属する高さ2mをこえる門または、へいで当該門または、へいが建築物の1階であるとした場合に延焼のおそれのある部分に該当する部分を不燃材料で造り、またはおおわなければならない。	①上記①、②と同じ。
	延面積が1500㎡をこえる建築物		
	階数が3の建築物		
法22条指定区域	延面積が500㎡をこえ1500㎡以下	耐火建築物または、準耐火建築物とする。	
	法22条規定とは		
特定行政庁が防火地域および準防火地域以外の市街地に防火を目的として指定する区域 一般に法、22、23、24条を指して云う。	①屋根……………不燃材料でつくるかまたはふく。(法22条1項) ②木造建築物の外壁……………延焼のおそれのある部分は土塗壁または延焼防止について土塗壁と同等以上の効力を有する構造とする。(法23条) ③木造の特殊建築物の外壁……………延焼のおそれのある外壁、軒裏は防火構造とする。(法24条)		

かんこう折板

馳折板

重ね折板

各種加工施工要領

よこぶき

たてぶき

改修用

各種屋根

外装材

建築素材・資材

参考納め図

技術資料